

* 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の認定申請について *

◆主な認定要件（1～3のすべての要件を満たしていること）

1. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が袖ヶ浦市内であること。
2. 申請者が、経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であること。
※指定業種については、中小企業庁ホームページでご確認ください↓
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html
3. 最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。
※詳細な認定要件については、中小企業者の認定の概要をご確認ください↓
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/download/5gou_gaiyou.pdf

◆必要書類

1	認定申請書 原本1通	☐
2	売上高等比較表	☐
3	最近3か月分と前年同期の3か月分の月別の売上高が確認できる書類 （試算表、売上台帳、法人事業概況説明書など）	☐
4	【法人の場合】商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し） ※3か月以内のもの	☐
	【個人事業主の場合】直近の確定申告書の写し	☐
5	【許認可業種の場合】許認可証の写し	☐
6	【(イ)-②で申請する場合】最近3か月の指定業種の売上高等が企業全体の 売上高等の5%以上を占めていることが確認できる書類	☐
7	【代理人が申請する場合】委任状	☐

※必要に応じて、別の書類をご提出いただく可能性がございます。

◆注意事項

- ・金額は円単位でご記入ください。
- ・最近3か月とは、原則として申請月の前月を含む3か月を意味します。ただし、前月分の売上高等が未集計の場合は、申請月の前々月を含む3か月とします。
- ・減少率等の計算は、小数点第2位以下を切捨てし、第1位までをご記入ください。
- ・上記の5～7の必要書類は、該当する場合のみご提出ください。
- ・保証の申込については、市の認定を受けた日から30日以内（土日を含む）に金融機関又は信用保証協会へ行う必要があります。

【問い合わせ先】

袖ヶ浦市役所 商工観光課

☎0438-62-3428